

県外

平成29・30年度 高知県測量、建設コンサル タント等業務競争入札参加 資格審査申請書提出要領

- | | | |
|---|------|--------|
| 1 | 提出要領 | (4ページ) |
| 2 | 記載要領 | (4ページ) |
| 3 | 別表 | (1ページ) |

別添書類

- | | | |
|---|-----------------|--------|
| ① | 入札参加資格審査申請要綱 | (5ページ) |
| ② | 申請書類 様式①、③、⑤ | |
| ③ | チェックリスト兼受領書 | |
| ④ | 変更届 | |
| ⑤ | 合併等に関する申出書 | |

高知県土木部建設管理課

<要領に関する問い合わせ先>

高知県土木部建設管理課建設業振興担当

電話：088-823-9815

FAX：088-823-9263

＜提出要領＞県外業者用

平成29・30年度（平成29年4月1日～平成31年3月31日）に高知県が発注する土木、建築事業等に係る調査、計画及び設計業務等の一般競争入札（指名競争入札を含む。以下同じ）に参加を希望される方の申請方法は次のとおりです。

なお、この要領における基準日は平成28年10月1日です。

1. **申請方法等**

- ①受付方法 **郵送**（必ず「書留」又は記録が残る送付方法（宅急便等）で送付して下さい。）
- ②受付期間 平成29年1月4日（水）～平成29年1月31日（火）
（当日消印有効、持参不可）
- ③送付先 〒780-8570 高知市丸の内1-2-20
高知県 土木部 建設管理課 建設業振興担当

2. **提出書類**

A4判ファイル（青色又は水色）綴じとし、背表紙には商号又は名称を記載し、1部提出してください。（(1)、(9)、(10)はファイルに綴じ込まないで下さい。）

- (1)平成29・30年度競争入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務）
（様式①：高知県独自様式）
- (2)営業に関する登録の証明書（写し可）
- (3)測量業者、土木関係建設コンサルタント、地質調査業者、補償コンサルタントの部門を申請する場合
→ 測量業者は測量法第55条の8の規定に基づく書類の写し、その他の部門（土木関係建設、地質、補償）の登録業者は現況報告書の写し（国土交通大臣の受付印があるものを全ページ）
- (4)建築関係建設コンサルタント及び土木関係その他業務の部門を申請する場合
→ 「測量等実績調書（様式③）」
- (5)技術者経歴書（様式⑤）
- (6)申請者が法人の場合には商業登記簿謄本（コピー可）
申請者が個人の場合にはその者の身分証明書（市町村長の証明、原本）
※いずれも証明日が申請日の3ヶ月以内のもの。
* (3)の書類の提出がある事業者は省略可
- (7)財務諸表（審査基準日直前の事業年度分）
* (3)の書類の提出がある事業者は省略可
- (8)本店所在地の納税証明書（**原本**）
平成28年9月30日までに納期限の到来した全ての税について滞納がないことの証明書。
（証明日が平成28年10月1日以降のもので、全ての税目について滞納がないこと。）
- ・国税（個人事業者は様式その3の2、 法人事業者は様式その3の3）
 - ・都道府県税
 - ・区市町村税（※東京都23区内の法人は不要）

※「滞納無し」という納税証明書の種類が無く、年度ごとでしか納税証明書が発行できない自治体の場合、直前1年分の全ての税目の納税証明書

※高知県内に営業所がある場合は、その営業所を管轄する県税事務所の納税証明書（「滞納ありません」と表示のあるもの）

(9) 年間委任状（年間を通じて契約の権限を委任する場合のみ）

- ・様式は任意で、1部。
- ・委任期間は、平成29年4月1日から平成31年3月31日までとすること。

注意 平成29・30年度を通して代表者の落札後の契約権限を営業所に委任する場合は、年間委任状（様式適宜）としてその旨記載し、1部提出してください。これにより、一般競争入札における入札参加資格確認通知又は指名競争入札における指名通知は、代表者ではなく当該年間委任状の受任者あてに送付するとともに、契約締結時の相手方も当該受任者となります。また、提出いただいた年間委任状は返却しません。（受付印を押して返却することはしませんのでご注意ください。）

紙入札において、入札権限を委任する年間委任状を使用する場合は、任意に作成（コピー可）し、個々の入札時に提出してください。

※ 上記取扱いの照会は、高知県土木部建設管理課契約担当（Tel088-823-9813）までお願いします。

(10) 平成29・30年度入札参加資格審査申請提出書類チェックリスト兼受領書

2部ご提出下さい。

(11) 返送用封筒

返送先を記載し、定形封筒に82円分の切手を貼ったもの。<(10)の返送用に使用します。>

3. **申請書提出後の記載事項の変更について**

申請書の提出後に、次に掲げる事項について変更があったときは、変更届出書をご提出ください。

（2部提出）

- (1) 本社の名称及び所在地
- (2) 委任営業所の名称及び所在地
- (3) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名
- (4) 主たる営業所の電話番号
- (5) その他の重要な事項（FAX番号、受任者、Eメールアドレス等）

※(1)、(2)、(3)について法人は、登記簿謄本（コピー可）を添付して下さい。

※変更届出書で変更の申請が可能なのは、(1)～(5)の項目のみです。

※年度途中における、申請業務の追加はできませんので、ご注意ください。

※委任営業所を変更する場合、以下の部門については、変更後の委任営業所に法令等による登録のある業務（部門）に限ります（別表参照）。該当の場合は、以下の確認書類を添付して下さい。

- ・ 測量（全部門）
 - 測量法第55条の8の規定に基づく書類の写しもしくは変更登録の届出の写し
- ・ 建築関係建設コンサルタント(意匠)(構造)(建築一般)
 - 建築士事務所登録証明書の写し
- ・ 土木関係建設コンサルタント（全部門）
 - 現況報告書の写しもしくは変更登録の届出の写し（国土交通大臣の受付印のあるもの全ページ）
- ・ 補償コンサルタント(土地調査)(土地評価)(物件)(機械工作物)(営業補償、特殊補償)(事業損失)(補償関連)
 - 現況報告書の写しもしくは変更登録の届出の写し（国土交通大臣の受付印のあるもの全ページ）

4. **資格の取消について**

申請書提出後に入札参加資格審査要綱第7条に該当したときは、入札参加資格を取り消します。
 （倒産、必要な営業登録の取消等）

5. **組織変更等に伴う再審査、承継手続について**

合併、営業の譲渡、会社分割、個人が法人組織に変更した場合、協業組合を設立した場合等は、随時資格審査を受けることができます。該当する場合は、再審査の受審査の有無に関わらず、別に定める様式（合併等に関する届出書〈県外業者〉）により、土木部建設管理建設業振興担当まで、速やかにその旨を届出てください。

存続会社が高知県の建設、測量コンサルタント等業務入札参加資格を有しており、合併に伴い商号変更を行う場合は、再審査申請の前に建設、測量コンサルタント等業務入札参加資格の変更届を提出してください。

(1) 審査基準日

合併、事業譲渡、分割等の日の翌日

(2) 提出書類

①競争入札参加資格審査申請書類一式

（様式①、様式③、営業に関する登録の証明書（写し））

②財務諸表

③合併、事業譲渡、会社分割等の契約書の写し

④合併、会社分割等に係る総会議事録の写し

⑤合併、会社分割等後の登記簿謄本

⑥合併、会社分割等後の納税証明書（国、都道府県、市区町村）

※高知県内に営業所がある場合は、その営業所を管轄する県税事務所の納税証明書も必要

⑦合併、分割等のフロー図

⑧その他

詳細についてはお問い合わせください。

6. **その他の再審査について**

次に該当することとなった場合は、直ちに建設管理課建設業振興担当へ報告してください。

再審査の申請により、資格の再認定を行います。

(再審査を受けなければ、当分の間、指名等を差し控えることとなります。)

- ①会社更生法の手続開始の申立てを行った者
- ②民事再生法の手続開始の申立てを行った者
- ③特定調停の手続開始の申立てを行った者

(1) 審査基準日

受審する日によって異なりますので事前にご連絡ください。

(2) 提出書類

- ・競争入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務） 様式①
- ・手続開始の決定書の写し
- ・貸借対照表及び損益計算書
- ・その他

7. **申請書及び添付書類**

高知県の土木部建設管理課ホームページよりダウンロードしてください。

(高知県庁ホームページアドレス <http://www.pref.kochi.lg.jp/> からトップページの「組織からさがす」→「土木部」→「建設管理課」→「入札参加資格関係」→「県外測量・建設コンサルタント(競争入札参加資格申請要領等)」

< 記載要領 >

様式①③における金額については、特に記載のない限り 千円未満切り捨て、消費税抜きで記入して下さい。

- (1) 平成29・30年度競争入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務）
（様式①）：2枚組

(第1面)

①申請区分

昨年度、平成27・28年度又は平成28年度入札参加資格に申請をされていた方は「継続」に「1」、それ以外の方は「新規」に「1」を記入して下さい。

②商号名称（フリガナ）

カタカナで記入し、濁音及び半濁音を表す文字は1文字として扱います。
（法人の種類を表す文字は記載しないで下さい。）

③商号名称

法人の種類を表す略号も記入して下さい。

④代表者名（フリガナ）

カタカナで記入し、濁音及び半濁音を表す文字は1文字として扱うこととし、姓と名の間は1文字空けて下さい。

⑤代表者名

姓と名の間は1文字空けて下さい。

⑥代表者役職名

法人の場合は代表者の役職名を、個人事業者の場合は「代表者」と記入して下さい。

⑦本社所在地

丁目、番地等は「-」（ハイフン）を用いて記入して下さい。

⑨本社電話番号 ⑪本社FAX番号

市外局番、局番、番号を「-」（ハイフン）で区切り、左詰めで記入して下さい。

⑩課税免税届

平成29年4月1日現在が消費税の課税事業者であれば「課税」、免税事業者であれば「免税」に「1」を記入すること。

⑫本社Eメールアドレス

①の申請区分で、「新規」である事業所のみ、「新規」に「1」を記入し、**本社のEメールアドレスを記載**して下さい。

①の申請区分が、「継続」である事業所は、「登録済」に「1」を記入し、**メールアドレスの記載はせず**、アドレスの記入欄は空欄として下さい。

※「継続」である事業所で、前回の申請からメールアドレスに変更がある場合には、**変更届出書をその都度提出**して下さい。申請書でのメールアドレスの変更はできませんので、ご注意ください。

電子入札について

一般競争入札、指名競争入札は、一部を除いて電子入札により実施しています。
電子入札制度には、次の特長があります。

- (1) 指名競争入札の指名通知、一般競争入札の入札参加資格確認通知は、すべて電子メールで行いますので、土木事務所等の入札実施機関へ来ていただいて各種の手続をする必要がありません。
- (2) 一般競争入札の公告及び入札金額の積算に必要な設計図書は電子閲覧が可能で、一般競争入札参加申請もインターネットを介して行うので、土木事務所等の入札実施機関へ来ていただく必要がありません。
- (3) 入札はインターネットを介して行い、結果通知は電子メールで行われるので、入札日に入札会場へ来ていただく必要が無くなります。

高知県の建設工事に係る委託業務の入札契約に係る手続を行うためには、電子入札に対応できる環境整備が必要不可欠となっており、入札参加資格申請には、メールアドレスの取得が必須要件となっています。

今回初めて入札参加資格を申請される方等で、会社メールアドレス未取得の方は、入札参加資格申請書への記載ができるよう取得をお願いします。

また、携帯電話のメールアドレスのように容易に変更する可能性があるもの、受け取り容量が小さいもの（概ね2GB未満）での登録は控えてください。

なお、申請後にメールアドレスを変更した場合は、変更届が必要です。

電子入札に関する照会先

高知県土木部建設管理課契約担当 TEL 088-823-9813

13 申請業務及び登録の有無

①申請しようとする業務について、「申請」の欄に「○」を記入すること。

②申請業務のうち、下記の部門は<別表>に掲げる法令等による営業の登録をしている業務（部門）に限ります。

なお、支店・営業所等へ契約権限を委任する場合は、以下で◎が付されている部門については、当該支店・営業所等にも登録が必要です。

凡例

- ◎：委任先の支店・営業所等まで登録が必要
- ：本社等に登録が確認できれば申請可能

◎：1～3測量業務全部門、4建築一般、5意匠、6構造、
14～34土木関係建設コンサルタント全部門、
36～44補償コンサルタント全部門、

○：35地質調査業務、46環境調査、48水質等分析

14 建築士事務所登録区分

登録の種類について下記により記入すること。

| | |
|----------|---|
| 1級建築士事務所 | 1 |
| 2級建築士事務所 | 2 |
| 木造建築士事務所 | 3 |

15 計量証明事業登録区分

登録の種類について、下記により登録しているものすべてを記入すること。

| | |
|----------|---|
| 濃度 | 1 |
| 音圧レベル | 2 |
| 振動加速度レベル | 3 |

(例：濃度と振動加速度レベル → 1 3)

16 その他詳細

申請業務のうち、「その他」を申請する場合に業務内容を20文字以内で簡潔に記入すること。

(第2面)

17 測量等実績高

コンサルタント業務のみの実績とし、建設業等兼業部分の実績は除いて下さい。

① 審査基準日の直前1年度及び2年度の完成業務高について記入して下さい。

また、決算が6ヶ月の場合や、決算期変更の場合等は、枠を二分するなどしてご記入下さい。

② 「直前2か年の年間平均実績高」は、2年度の合計額を2で除した額（千円未満切り捨て）を右詰めで記入して下さい。

③ 「その他」の実績高には申請業務以外の分を記入して下さい。

18 自己資本額

審査基準日の直前決算の「自己資本額」を記入して下さい。

- ・法人の場合 → 貸借対照表 純資産の部「純資産合計」の額を記入
- ・個人の場合

① 「青色申告」で貸借対照表を作成し申告している方

→ 貸借対照表の期末時点での以下の計算をした金額を記載してください。

元入金+青色申告特別控除前の所得金額+事業主借-事業主貸

② 「白色申告」又は「青色申告」で貸借対照表を作成していない方

→ 自己資本額は空白としてください。（貸借対照表がないため）

19 営業年数

1年未満の端数は切り捨てとします。

20 登録を受けている業務

別表に掲げる営業の種類のうち登録を受けている業務がある場合は、その登録番号及び登録年月日を記入して下さい。

21 技術職員実数（無資格者含）

審査基準日の前日（平成28年9月30日）現在で、管理部門、営業部門などを除き、コンサルタント業務にたずさわる技術職員の人数を記入すること。

22～29 受任者欄

項番3の継続新規区分が、「継続（平成27・28年度又は平成28年度入札参加資格に申請をしている事業所）」である場合には、全て空欄として下さい。

変更がある場合は、変更の都度、変更届出書をご提出下さい。

例えば、「継続」の事業者で、平成29年4月1日から受任者を変更される場合は、変更をする時点で、別途変更届出書を提出して下さい。

(2) 測量等実績調書(様式③)

①申請しようとする業務区分ごとに作成して下さい。

(業務区分：測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、地質調査業務、補償コンサルタント、土木関係その他業務、その他)

②直前1年及び2年の事業年度の主な業務実績について、注文者別(官公庁、民間)に区分して記入して下さい。

③「元請、下請の別」欄には、測量、建設コンサルタント等以外の者から受注した場合は「元請」、他の測量、建設コンサルタント業者等から受注した場合は「下請」と記入して下さい。

④下請については、「注文者」欄には元請業者名を記載し、「件名」欄には下請業務名を記入して下さい。

⑤高知県発注の業務については、「件名」欄には委託番号、委託業務名を記入して下さい。

⑥「測量等対象の規模」欄には、測量等の面積、精度等、設計の構造等を記入して下さい。

※官公庁発注の業務については、設計書の概要欄の記載事項を転記して下さい。

⑦業務履行場所は、高知県内は市町村名を記入して下さい。

⑧請負代金の額は、消費税の課税事業者の場合は、消費税抜きで記入して下さい。

(3) 技術者経歴書(様式⑤)

審査基準日の前日(平成28年9月30日)における法人企業の常勤役員、個人企業の代表者及びそれぞれの職員のうち技術者について記入して下さい。

※ 職員とは、雇用期間を定めず、継続して雇用されている方で、原則として月給制の適用者及び雇用保険、健康保険、厚生年金保険の被保険者が対象となります。

< 別表 > 登録等の必要な業務（部門）

以下の業務（部門）を申請しようとするときは、法令等による登録がある業務（部門）に限ります。

なお、支店・営業所等へ契約権限を委任する場合は、下の表で◎が付されている部門については、当該支店・営業所等にも登録が必要です。

凡例

◎：委任先の支店・営業所等まで登録が必要

○：本社等に登録が確認できれば申請可能

| 業務区分 | （部門） | 営業の種類 | 関係法令等 | 取扱い |
|-------------------|--|---------------------|--|---------------|
| 測量 | （全部門） | 測量業者 | 測量法第55条 | ◎ |
| 建築関係 建設コンサルタント | （建築一般） （意匠） （構造） | 建築士事務所 | 建築士法第23条 | ◎ |
| 土木関係 建設コンサルタント | （全部門） | 建設コンサルタン ト | 建設コンサルタント 登録規程第2条 | ◎ |
| 地質調査業務 | | 地質調査業者 | 地質調査業者登録 規程第2条 | ○ |
| 補償関係 コンサルタント | （土地調査） （土地評価） （物件） （機械工作物） （営業補償、特殊補償） （事業損失） （補償関連） | 補償コンサルタン ト | 補償コンサルタント 登録規程第2条 | ◎ |
| 補償関係 コンサルタント | （不動産鑑定） | 不動産鑑定業者 | 不動産の鑑定評価に 関する法律第2条 | 登録証明書 等の写し |
| 補償関係 コンサルタント | （登記手続等） ※右のいずれか | 土地家屋調査士 司法書士 | 土地家屋調査士法第 6条 司法書士法第6条 | 登録証明書 等の写し |
| 土木関係その他 業務 | （環境調査） （水質分析） | 計量証明事業者 | 計量法第107条 「濃度」、 「音圧レベル」、 「振動加速度レベル」 のいずれか | ○ |